# Hill’s Road Chorus 団則

施行日：2013 年 12 月 1 日
更新：2015 年 6 月 12 日

第１条（名称）
当団体は「ヒルズ・ロード・コーラス　Hill's Road Chorus」
(略称「ヒロコン」、以下「団」という)と称する。

第２条（目的および方針）
団は、常任音楽監督である大貫浩史氏の音楽の方針に沿い
団員同士、共に演奏することを通じて、お互いを高め合い、音楽を楽しむという視点での演奏会をはじめとした諸活動を行う。

第３条（所在地）
団の所在地は代表宅とする。

第４条（運営役員）
団の運営に際し、次の各号に定める運営役員を置く。運営役員は各号に定められた職務を行い、また、団の運営に関る基本的かつ日常的な業務について意思決定を行うことができるものとする。
（１）　代表：団活動の計画および執行
（２）事務局長：団運営事務手続および諸管理の総括
（３）パートマネージャー：各パート団員への音楽監督の趣旨や団運営の情報共有、モチベーション維持などの諸管理

第５条（活動年度／会計年度／会計報告）
団の活動年度／会計年度は毎年４月１日から翌３月３１日までの１年間とする。なお各年度の収支については、これをまとめ会計報告を行わなければならない

第６条（総会）
１．総会は団の最高議決機関とし、原則として活動年度の翌年度の６月に一度、定例総会を行い、当年度の運営役員の選出ならびに活動方針等の重要事項の決定を行うものとする
２．総会は、団員総数の２分の１以上の出席を要する。また議案の議決には総会出席者の３分の２以上の同意または不同意を要するものとする。
３．運営役員または団員が団の運営に係る重要事項について、団員の総意を仰ぐ必要があ

ると判断した場合は、運営役員の２分の１以上または団員の３分の１以上の要請により、臨時総会を開催することができる。なお、総会の開催に際しては少なくとも１週間前までに総会開催日および会議の目的を団員に告知しなければならない。

第７条（業務の分担）

１．団の運営を団員全員で分担するため、各業務遂行者とし次の各号に定める係を置く。ただし、各係の業務において過度な負担が生じた場合は、各係を担当する団員（以下、係員という）は自主的な判断により、他の団員へ当該業務を分担することができる。

（１） 一般会計係；団費および経費の管理

（２） 演奏会計係；演奏会時の収支管理

（３） ホームページ係；団のホームページの制作および管理

（４） メーリングリスト係；第７条に定める基本連絡方法たるメーリングリストの管理

（５） 練習会場予約係；練習会場の予約

（６） 練習会場設営係；練習会場の開場および閉場に係る事務手続き、椅子・ピアノ、空調等練習に要する備品、楽器の準備等

（７） 宴会係；練習後等懇親会場の予約および管理

２．前項に定める係の任期は原則として一の会計年度とする。ただし、当該係員からの申し出がない場合には、係員は当該業務を引き続き担当するものとする。ただし、諸般の事情により一の会計年度の途中に係員を変更する場合は、運営役員の承認を得る必要がある。

３．係の種別については、必要に応じて追加・削除できるものとする。また、演奏会時は別途プロジェクトを結成し、演奏会に必要な業務担当者を任命または分担するものとする。

第８条（連絡手段）

団全体の基本連絡方法はメーリングリストとする。ただし、特別な事由によりメーリングリストを閲覧できない団員が発生した場合は、各パートマネージャーが FAX 等の手段により当該団員に連絡を行う場合がある。

第９条（団員の資格）

団員は一般団員とプロフェッショナル団員から構成する。

１．次の各号に定める要件をすべて満たす場合は、一般団員としての資格を有するものとする。

（１）団の活動に積極的に参加できること。

（２）高校生以上であること。

（３）第１３条に定める禁止行為を行わないこと。

２．前項に定める一般団員資格を有し、かつ次の各号に定める要件をすべて満たす団員については、プロフェッショナル団員としての資格を有するものとする。
（１）音楽分野を生業とする専門家であること。
（２）音楽監督の意向に沿い必要に応じて所属パート全体の音楽スキルの向上を心がけること。
（３）第１号および第２号の要件を満たし、代表の承認を得た者。
３．プロフェッショナル団員の役割、団費および経費、報酬等については、プロフェッショナル団員毎に個別に取り決めるものとする。

第１０条（入団等）
１．入団届(団員登録票)を事務局に提出の上、受理された場合入団が成立する。
２．退団者および除籍者が再び入団を希望する場合、退団および除籍前に所属していたパートマネージャーに書面（メールによる届け出可）による届け出を行い、受理された場合に限り再入団が成立する。ただし、除籍者は、運営役員の協議の上、入団の可否を決定する。

第１１条（休団・退団等）
１．団員が団の活動に参加する意思がありながら、仕事や健康その他の理由により２ヶ月以上継続して団の活動に参加できない場合において、所属パートマネージャーに対して休団開始月と終了月を明らかにした上で書面（メールによる届け出可）により事前に届け出を行い、受理された場合は休団が成立する。
２．退団月および退団理由を明らかにした上で、所属パートマネージャーまたは事務局に退団届を提出し、受理された場合は退団が成立する。
３．正当な理由なく第１２条に規定する団費の納入期限までに団費を納入せず、かつ今後の納入の意思を明らかにしなかった場合、または、第１３条に定める禁止行為を行い改悛の情が認められない場合、運営役員にて協議の上、除籍となる場合がある。

第１３条（団費）
１．一般団員の団費は、１か月間の練習出席回数にかかわらず、１か月４，０００円とする。ただし一般団員が２３才未満の場合は２，０００円とする。
２．前項に定める団費は、当月末までに指定の方法により納入するものとする。
３．入団、休団および退団時の団費は、次の各号に定めるところにより取扱い、団費発生の都度、速やかに納入するものとする。
（１）入団の場合は、入団と同時に当月分団費（入団日にかかわらず４，０００円）が発生する。
（２）第１１条第１項に定める手続きにより休団が承認された団員の休団中の団費は発生

せず、復団月より団費が発生する。
（３）第１１条第２項に定める手続きにより退団が承認された場合は、退団日にかかわらず、退団月までの団費が発生する。
（４）除籍の場合は、除籍と決定された月までの団費が発生する。
４．演奏会開催、合宿その他団の行事が行われる場合は別途費用を納入する。
５．団活動の運営に必要な施設利用料、指導者料、プロフェッショナル団員への報酬及び経費等は代表及び事務局長の承認によって認められる場合に支出するものとする。

第１３条（禁止行為）
団の目的を円滑に促進し、団の調和を維持するため、次の各号に定める行為を禁止する。ただし代表または事務局長から許可を得ている場合はこの限りではない。
（１）公式の場で、団の名称を使い、他で演奏活動を行う行為
（２）合意なき政治団体や宗教の勧誘や諸商品購入等のビジネス行為
（３）練習および演奏会にて肖像権のある写真、音源、映像、テキストを許可なくサイトや各種媒体に掲載・流用する行為
（４）その他、著しく団の調和を乱す行為

（附則）
この団則は 2013 年 12 月 1 日より施行する。
この団則を基本とし、時期、状態、環境、その他の要因により判断の上、適宜附則を置くことができるものとする。